

感謝状贈呈基準

(目的)

第1条 この基準は、環境功労者表彰選考基準に該当する活動・寄附等を個人または団体が行った場合において、感謝状を贈呈する際の基準につき、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の贈呈基準)

第2条 環境功労者表彰選考基準に該当する活動・寄附等を個人または団体が行った場合、原則として川崎市環境功労者表彰要綱に基づき表彰状を贈呈するものとする。ただし、寄附の受納時等において、謝意を表す必要がある場合については、感謝状を贈呈することができるものとする。

(川崎市環境功労者表彰との関係)

第3条 感謝状を贈呈した個人または団体については、原則として同一の事由により、川崎市環境功労者表彰要綱に基づく表彰を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成15年1月16日から施行する。